

2024年度「神戸市経済観光局アドバイザー業務」仕様書

1. 業務の目的

神戸経済の持続的成長を実現するためには、今後も高い経済成長が見込まれる東南アジアやインドとの関係の強化、および、国を挙げて支援する高度かつ独自の新技术を有するスタートアップの活力を取り込むことが重要である。そのため、神戸市では、神戸空港の国際化推進や神戸市海外ビジネスコーディネーターの配置、ビジネスミッションの派遣に加えて、産官学医の連携により、成長産業である医療関連企業の集積を図る「神戸医療産業都市」の推進、Life-Tech KOBEによるスタートアップの支援などに取り組んできた。

本業務では、神戸市が、刻々と変化する世界情勢を踏まえつつ、アジアを中心とする事業展開や長期的な経済政策を設計する上で、助言や支援を行うものとする。

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3. 業務範囲

本業務において実施する業務範囲を以下に示す。

① 東南アジアおよびインド

- ・当該地域の経済情勢や民間企業の動向などの情報提供
- ・神戸市が開設を検討する新たな海外事務所の機能検討支援
- ・上記に資する政府機関・国際機関・民間機関等の紹介

② スタートアップ

- ・世界各国の支援の動向や、当該支援を取り巻く世界情勢などの情報提供
- ・神戸市によるスタートアップ支援事業の検討支援
- ・上記に伴う対象産業の選定支援および、政府機関・国際機関・民間機関等の紹介

③ その他

- ・域内企業の活性化施策検討支援

4. 委託料(上限)

- ・3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

以下の通り、受託者の知見や、神戸市職員へのヒアリング、現地訪問・面談結果等に基づく助言を行うこと。

① 対面でのアドバイザー業務

神戸市の要望に従い、委託期間内に2回各2時間程度の会議を実施すること。この際、事前に「東南アジアおよびインドの活用」「スタートアップ支援」それぞれに関する情報提供及び、それらに基づく神戸市が検討しうる政策の提案（例、中高生向け起業家教育他）を行うこと。

② オンラインでのアドバイザー業務

神戸市の要望に従い、委託期間内に3回各1時間程度の会議を実施すること。この際、事

前に「東南アジアおよびインドの活用」「スタートアップ支援」それぞれに関する情報提供を行うこと。

③ 関係機関の紹介業務

神戸市による施策検討・実施に資する民間企業・政府機関等の紹介を5社以上行うこと。対面・オンライン・メールなど手法は問わない。

④ 市職員および市内関連機関等からのヒアリング業務

上記①から③の実施に際し必要となる神戸市職員や市内に拠点を立地する機関や企業との面談を行うこと。ヒアリング先については神戸市と協議の上決定し、ヒアリングの実現に向けて努力することとする。

6. 実施体制

神戸市への助言や、情報共有を行う責任者として、本事業の目的を達成するために必要な知識・能力・経験等を有するアドバイザーを1名配置すること。なお、アドバイザーは下記①～④の要件をすべて満たす者であること。

- ① 金融機関、コンサルティング会社等で経済動向調査及び企業支援をした経験を有していること。
- ② ASEAN およびインドにおけるビジネス経験を有していること。
- ③ 国内外の企業や政府機関とのネットワークを有していること。
- ④ 神戸市の経済状況について十分な知識を有していること。

なお、神戸市との調整業務やヒアリングを含むアドバイザーへの支援については、受託者にてサポート体制を整備すること。

7. 成果報告

本事業実施後、委託期間内に業務内容に関する事項を記載の上、電子データにて提出すること。

8. その他

- ① 受託者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権などの諸権利は本市に帰属する。
- ③ 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ④ 受託者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ⑤ 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- ⑥ 契約の締結にあたり、本市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- ⑦ 受託者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、本市の担当者との協議し、その指示に従うこと。